

障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達実施要綱 新旧対照表

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者及び同条第4号に規定する知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>二 障害者雇用促進企業 次のいずれにも該当する者であって登録を受けたものをいう。 イ及びロ 略</p> <p>ハ 県内の本店、支店、営業所等で直近の6月1日において雇用する障害者数（促進法第43条第1項及び第3項から第5項までの規定により算定したもの。）が常時雇用する労働者数（促進法第43条第1項及び第8項の規定により算定したもの。）に100分の3.6を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上であること。</p> <p>三 略</p> <p>(障害者雇用促進企業の登録の申請)</p> <p>第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）に別で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(障害者雇用促進企業の登録等)</p> <p>第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の審査の結果適格と認めるときは、障害者雇用促進企業の登録を行うとともに、その旨を記載した書面を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の審査の結果不適格と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 第2項の登録は、毎年10月1日付けで行うものとする。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者及び同条第4号に規定する知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>二 障害者雇用促進企業 次のいずれにも該当する者であって登録を受けたものをいう。 イ及びロ 略</p> <p>ハ 県内の本店、支店、営業所等の1年間の各月ごとの初日において雇用する障害者の数の合計数が、1年間の各月ごとの初日において常時雇用する労働者の数の合計数に100分の3.6を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上であること。</p> <p>三 略</p> <p>(障害者雇用促進企業の登録の申請)</p> <p>第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）に障害者雇用状況計算書（様式第2号）を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(障害者雇用促進企業の登録等)</p> <p>第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の審査の結果適格と認めるときは、障害者雇用促進企業の登録を行うとともに、その旨を記載した書面を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の審査の結果不適格と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 第2項の登録は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日付けで行うものとする。</p>

5 前項の規定にかかわらず、第2項の登録を受けていない者が前条の規定による申請をしたときには、四半期ごと（毎年1月1日、4月1日、7月1日）に登録を行うものとする。

(障害者雇用促進企業の登録の有効期間)
第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、1年間とする。ただし、前条第5項の規定に係るものについては、この限りでない。

以下 略

(障害者雇用促進企業の登録の有効期間)

第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、1年間とする。

以下 略

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(障害者雇用促進企業の登録の有効期間の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、この施行の際現に障害者雇用促進企業の登録を受けている者は、有効期限を令和5年9月30日とする。